報道関係者各位

野外での火の取扱いは細心の注意を!

~令和6年春季火災予防運動を実施します~

4月9日(火)から22日(月)まで、令和6年春季火災予防運動を行います。

この時季は空気が乾燥し、風が強く吹きやすく、特に林野火災や野火が多く発生しております。

昨年は、3月及び4月の2か月間で、103件の火災が発生しており、このうち、62件が林野火災や野火です。判明しているだけでも、たき火(野外でのごみ焼却等)を出火原因とする火災は30件ですが、休耕田や法面から出火といった疑わしいものも、多数見受けられます。

野外で廃棄物を燃やすことは、農業を営むため等やむを得ないもので周辺の生活環境に与える影響が少ない焼却を除いて、法律で禁止されています。

今後、気温が上がり、野外での活動が増える時期となりますが、県民の皆様に対して、以下の事項を重点的に呼びかけてくださるようお願いいたします。

- ① 野外でごみを焼却しない
- ② 強風時及び乾燥時には、たき火、野焼き等をしない
- ③ やむを得ない場合には、消火の準備をした上で、絶対にその場を 離れず、使用後は完全に消火する

◆過去3年の林野火災野火等の発生状況

	3月		4月		5月	
		たき火		たき火		たき火
令和3年	1 7	6	4 1	1 3	1 4	4
令和4年	4	2	2 1	8	2 8	5
令和5年	2 6	1 3	3 6	1 7	1 2	2

問合せ先:消防救急課 課長補佐 長谷部

電話:023-630-2226

報 道 監:次長(兼)危機管理広報監 小泉

令和6年春季火災予防運動期間中の行事予定等

実施機関名	内 要
山形市消防本部 TEL: 023-634-1195	消防車両による巡回、ポスターの掲示やホームページ、SNS媒体の活用並びに、物品販売店舗で広報活動を実施する予定です。 ○火災予防の広報 ・消防署、消防団による消防自動車等での広報活動。 ・広報紙(広報やまがた4月1日号)に掲載。 ・電子媒体(山形市公式フェイスブック、山形市役所ホームページ)に掲載。 ・消防本部庁舎、消防署と各出張所庁舎、山形市市民防災センター、各消 防団ポンプ車庫、各地区公民館、事業所等に防火ポスターの掲示し、火災予防広報及び防火意識の高揚を図る。 ・市役所の庁内放送により来庁舎及び職員への火災予防広報。 ・物品販売店の店内放送を利用した火災予防広報。 ・観光地における災害情報提供システムを利用した火災予防広報。 ○一般住宅の防火訪問 各地区の消防団員及び女性防火クラブ員が一般住宅を訪問し、広報資料の配布及び火災予防の推進を図る。 ○ひとり暮らしの高齢者世帯等の防火診断 予防課の防火指導員が単身高齢者宅へ防火訪問し火災予防の啓発を図る。
上山市消防本部 TEL: 023-672-1190	 ●広報イベント 日時:令和6年4月14日(日)10時~12時場所:おーばん上山店内容:防火広報のチラシ、ポケットティッシュ等の配布住宅用火災警報器の設置・維持広報の街頭指導及びアンケート調査を行う。 ・ポンプ車による広報巡回は期間中随時行う。・市内各事業所に火災予防運動の実施についての書類及びポスター配布・火災予防運動実施について市報掲載、HP掲載・消防本部庁舎前に「火災予防運動実施中」の横断幕の掲示

実施機関名	内 要
天童市消防本部 TEL:023-654-1191	 ○火災予防啓発文書の発送市内防火対象物(約180施設)市内自主防災会(101団体)各種団体(市女性防災クラブ、市危険物安全協会) ○火災予防防火ポスターの掲示市内事業所及び公共機関の施設(約180対象物) ○サイレンの吹鳴火災予防運動、初日の4月9日(火)と最終日の4月22日(月)の午前7時と午後7時に火災予防を呼び掛けるため、各消防団施設においてサイレン吹鳴。 ○住宅防火対策の推進住宅用火災警報器の設置調査を兼ねて、一般住宅を訪問し設置促進及び設置後の維持管理について呼びかける。 ○管内広報乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進 ○広報 1 火災予防について、市報、市ホームページ、市フェイスブック市政情報に掲載。 2 各市立公民館に館報等への掲載を依頼 3 大型店舗での火災予防啓発の店内放送を依頼(19店舗)4 市メール配信システムを活用 5 消防庁舎前の電光掲示板に「春季火災予防運動実施中」「火の用心」を表示。

実施機関名	内 要
	 ○火災予防広報活動 ・日 時:令和6年4月9日(火)9時00分~10時00分 ・場 所:寒河江市大字寒河江字久保2 さがえ西村山農業協同組合アグリランド産直センター (内容)店舗の出入口付近にポスター及びのぼり旗を掲示し、チラシ等を配布する。併せて、住宅用火災警報器の設置促進、維持管理を呼び掛ける。 ○消防車両で巡回広報を実施。
西村山広域行政 事務組合消防本部	○防火対象物、危険物施設へ火災予防運動の案内文書を配布。
TEL: 0237-86-2571	○防火対象物、危険物施設への立入検査実施。
	○事務組合ホームページ、構成市町の広報誌へ掲載。
	○構成市町の広報誌に併せて広報チラシを配布。
	○消防本部・消防署庁舎、各分署庁舎へ火災予防運動の立看板、のぼり旗等を設置。
	○「さがえまちかどTV」を利用し春季火災予防運動のPR映像等の 放映。

- ・消防庁舎車庫前に火災予防運動のぼり旗を設置
- ・村山市防災無線により市内全域に広報を行う(火災予防運動期間の 前日と最終日に実施するとともに、火災発生状況や火災気象通報の発 令等を考慮し、適時注意喚起の放送を行う)
- ・消防団員による警鐘打鳴 (火災予防運動期間の前日と最終日の4月8日、4月22日)
- ・消防車両に「火災予防運動実施中」のマグネットを貼り付け、管内 の巡回広報を連日行う

村山市消防本部

TEL: 0237-55-2514

- ・市内各事業所及び危険物施設へ防火ポスターの配布と消防訓練の指導
- ・市広報誌及び市ホームページへ関連する内容を掲載
- ・市役所の庁舎電光掲示板にて、来庁者及び職員への火災予防広報
- ・婦人消防クラブ員による防火広報

日時:4月9日~22日 18時~20時

場所:市内各地域

内容:各地区婦人消防クラブの代表者が、消防車両に乗車して地域

内の防火広報を実施するもの

実施機関名	内 要
実施機関名 東根市消防本部 TEL:0237-42-0134	内 要 1. 住宅防火対策の推進(住宅用火災警報器の設置促進・維持管理の 徹底) (1) 市報・各地区公民館だよりに 住宅用火災警報器の設置・維持管理についての記事の掲載。 (2) サイレン吹鳴装置・消防署ポンプ車及び消防団ポンプ車、 積載車による広報。 2. 市役所庁舎西側に「火災予防運動実施中」の懸垂幕を掲示。
	7. 事業所消防訓練(保育所・病院・老人ホーム等へ出向し指導) 8. 東根市のホームページへの住宅防火・たき火等の注意喚起記事掲載。

実施機関名	内 要
尾花沢市消防本部 TEL:0237-22-1131	【尾花沢市・大石田町】 ・のぼり旗を消防庁舎、消防団ポンプ庫に設置 ・広報誌に火災予防運動の記事を掲載 ・消防団の防火キャラバン ・消防団ポンプ庫に防火ポスターを掲示 ・防火対象物に防火ポスターと火災予防運動要綱を配布 ・防火対象物への立入検査 ・山火事防止キャラバン ・山火事防止者板設置 【尾花沢市】 ・住宅用火災警報器設置促進キャンペーン 日時:令和6年4月中 場所:尾花沢市内大型店舗 内容:女性消防団員と消防職員が大型店舗前で住宅用火災警報器の チラシ及びティッシュを配布 ・防火広報 消防職員による市内全域の防火広報 少年消防クラブ員による学区内巡回広報 防災行政無線を使った防火広報 【大石町町】 ・防火広報 防災放送システムでの全町放送

実施機関名	内 要
実施機関名 最上広域市町村圏 事務組合消防本部 TEL:0233-22-7521	 ・火災予防運動PR活動(一日消防署) 日時:4月13日(土)9時~12時(予定) 場所:新庄市 店舗未定 内容:消防職員による大型店舗入り口において住宅用火災警報器の早期設置を呼びかける。また、消防車両の展示や火災予防啓発グッズの配布を行い火災予防の啓発をする。 ・幼年消防クラブ防火パレード日時:実施日未定場所:金山町内中心街内容:町内の園児たちが、火災予防を呼びかけながら、町内中心街を防火パレードする。 園児:社会福祉法人陽だまり認定こども園めごたま ・消防団合同防火パレード日時:火災予防運動期間中の1日場所:新庄市・・・市街地角形町・・・町内全域
	戸沢村・・・村内全域 大蔵村・・・村内全域 内容:団ポンプ車3~4台、消防車両1台が各市町村内を防火広報 パレードする。 ・各市町村の防災行政無線活用による防火広報 ・管内防火対象物への火災予防運動の案内文書及び防火ポスターの配 布 ・管内防火対象物への予防査察の実施 ・最上広域交流センター「ゆめりあ」及びJR新庄駅改札口付近及び 新庄駅出入口の液晶モニターにて火災予防PR動画を放映。

実施機関名	内 要
置賜広域行政事務 組合消防本部 TEL:0238-23-3107	1 共通行事【問合せ先:予防課予防指導係(23-3107)】 (1)消防本部ホームページ、構成市町広報誌による防火広報等 (2)防火ポスターの配布及び掲示、看板等による防火広報(公共施設、事業所等) (3)火災予防運動のぼり旗、横断幕等の設置 (4)消防車両による巡回防火広報(消防署・消防団) (5)地域FM放送による防火広報(消防署・消防団) (5)地域FM放送による防火広報(3)住宅用火災警報器のパネル展示による広報(公共施設、大型店舗等) (7)管内市町の防災行政無線、SNSを使用した防火広報 (8)管内商業施設店頭にて外郭団体と共に防火広報・住宅用火災警報器の設置・維持管理の街頭広報 (9)山火事、野焼き防止の注意喚起チラシ配布、看板設置等による防火広報 2 米沢消防署【問合せ先:予防係(23-3108)北部出張所第1消防係(36-0032)】 (1)米沢市役所庁内放送による防火広報 (2)ケーブルテレビ放送での防火広報 3 南陽消防署【問合せ先:予防係(43-3500)】 (1)電光掲示板を使用した防火広報パチンコ店に設置されている大型電光掲示板を借用して実施(2)各種届出で来署した方へ住宅用火災警報器設置に関わる資料の配布 4 高畠消防署【問合せ先:予防係(52-1505)】幼年消防クラブ員による防火パレード(4月中旬) 5 川西消防署【問合せ先:予防係(42-3700)】消防団による自治会会合等での防火広報

実施機関名	内要
西置賜行政組合 消防本部 TEL: 0238-88-1797	○少年防火クラブ「火の用心回り」 日時: 4月下旬 場所: 長井市内 内容: 谷地少年防火クラブ員による防火巡回の出発式 (4月から9月までの月2回、防火巡回を実施予定) ○防火バレード 日時: 4月14日(日)14時から16時 場所: 小国町内 内容: 小国町門内 内容: 小国町消防団、小国町役場、消防署小国分署の各車両で町内 を巡回し防火広報を実施 ○消防庁舎、商業施設、保育園等への「火災予防運動」の懸垂幕、看 板、のぼり旗等の設置 ○消防車両に火災予防啓発のマグネットシートを掲示し防火巡回 ○西置賜管内の事業所等へ予防査察、消火避難訓練の実施及び、防火ポスターの配布 ○白鷹町消防団員による町内巡回広報の実施 ○火災予防運動について消防本部のHP及び小国町の広報誌に記事を 掲載 ○コミュニティーFM「おらんだラジオ」及び小国町役場防災ラジオを活用して火災予防広報

実施機関名	内 要
	・住宅用火災警報器の設置状況等調査及び点検普及啓発
	• 高齢者世帯等防火訪問調査
	・防火対象物への立入検査及び消防訓練指導
	・消防車両による防火広報
	管内一斉車両防火広報(4月9日(火)7時~)
鶴岡市消防本部	消防団防火広報
TEL: 0235-22-8332	・防災行政無線による防火広報
	・ケーブルテレビによる火災予防放送(櫛引、朝日地域)
	・行政情報モニター(鶴岡市役所本庁舎待合ロビー内設置)による
	火災予防運動実施に関する放映
	・火災予防運動実施について、鶴岡市広報誌及びホームページに掲載
	・管内の事業所等に火災予防啓発に関する書類配布
	(火災予防運動用ポスター約 1,000 枚の掲示依頼等)

実施機関名	内 要
	 ・火災予防広報イベント(第44回酒田日和山桜まつり) 日時:4月6日(土)(桜の開花状況により14日(日)に変更あり。) 13時0分~13時30分 場所:酒田市日和山公園敷地内内容:消防音楽隊による演奏
	・ヤクルト販売員による火災予防及び住宅用火災警報器設置普及維持管理広報 期間:4月9日(火)~22日(月) 場所:酒田市、庄内町、遊佐町の事業所及び一般住宅 内容:ヤクルトレディが販売用の保冷バッグ等に火災予防のリーフ レットを貼付し、火災予防及び住宅用火災警報器の設置維持 管理についての広報を実施する。
酒田地区広域行政 組合消防本部 TEL:0234-31-7146	・住宅用火災警報器設置普及イベント 日時:4月13日(土)10時0分~13時0分 場所:酒田市あきほ町120番地の1 イオン酒田南店 内容:消防本部予防課員が店内の一部分に火災予防ブースを設け、 住宅用火災警報器設置普及・維持管理のチラシ及びティッシュを配布する。
	・管轄署及び消防団による巡回防火パレード 日時:4月 7日(日)8時50分~ 地区:遊佐町遊佐地区 4月 7日(日)11時0分~ 地区:酒田市平田地区 4月14日(日)9時0分~ 地区:酒田市八幡地区 4月14日(日)15時30分~ 地区:庄内町会目地区 4月21日(日)9時0分~ 地区:酒田市松山地区
	 女性防火クラブ員との火災予防巡回広報 日時:4月9日(火)~22日(月) 場所:酒田地区管内全域 内容:酒田地区女性防火クラブ員と消防本部予防課員で、管内全域の防火広報を実施する。

・火災予防広報及び住宅用火災警報器設置普及・維持管理広報

日時:4月9日(火)~22日(月)※期間中の放送回数は未定収録場所:酒田FMハーバーラジオスタジオ ※収録日未定

内容:女性防火クラブ員が酒田FMハーバーラジオで防火広報及び

住宅用火災警報器の設置普及・維持管理広報を実施する。

・防災行政無線による防火広報

日時:4月9日(火)~22日(月)※期間中の放送回数は未定

場所:酒田市八幡地区、松山地区、庄内町、遊佐町

内容:火災予防運動期間中に防災行政無線で防火広報を実施する。

・管轄内市役所及び役場の電子掲示板で住宅用火災警報器関連の広報

を掲載する。

・管轄各事業所に火災予防運動の実施についてポスターを配布する。

・消防車両に火災予防運動期間中のマグネットシートを貼付し巡回広報を実施する。

・消防署及び各分署に防火看板、防火のぼり旗を設置する。

・防火対象物の立入検査を実施する。

酒田地区広域行政 組合消防本部

TEL: 0234-31-7146